⑤ Meet the qualification requirements which may be specified the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers in charge of disbursement of the procuring entity

(7) Time limit for tender : 16 : 00, 11 November, 2013

(8) Contact point for the notice : The Contract Division, Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers, 3―1―2, Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261―8558 Japan. TEL 043―213―6438

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月17日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

神戸労災病院長代理　大西　一男

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　28

○第62号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　購入等件名及び数量　生体情報モニターシステム　一式

(3)　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4)　納入期限　平成26年３月31日

(5)　納入場所　神戸労災病院

(6)　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は入札書のほか、総合評価のための性能、機能及び技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の諸経費を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(4)　その他契約担当役が必要と定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒651―0053 兵庫県神戸市中央区籠池通４丁目１番23号　神戸労災病院会計課契約係　田中　宏直　電話078―231―5901

(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３(1)の場所で交付する。

(3)　入札書の受領期限　平成25年11月８日17時

(4)　開札の日時及び場所　平成25年11月11日14時　神戸労災病院（院内）会議室

4　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(3)　入札者に要求される事項　封印した入札書に上記２の競争参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書で示した総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならず、当該書類に関し、開札日の前日までの間において、契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4)　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

(5)　契約書作成の要否　要。

(6)　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人労働者健康福祉機構会計細則第42条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、契約担当役が入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たしている性能等を提案した入札者の中から、契約担当役が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

5　Summary

(1) Contracting Entity : Kazuo Onishi The Obligating Officer, Director substitute Administration Department, Japan Labour Health and Welfare Organization Kobe Rosai Hospital

(2) Classification of the products to be procured : 22, 31

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Patient Monitor System 1 Set

(4) Delivery date : By 31, March, 2014

(5) Delivery place : Kobe Rosai Hospital

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

③ have Grade A or B or C or D in "Sales of products" for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kinki Region,

④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,

(7) Time-limit of tender : 5 : 00 PM 8, November, 2013

(8) Contact point for the notice : Hironao Tanaka Procurement Section, Accounting Division, Kobe Rosai Hospital 4―1―23 Kagoike-dori Chuo-ku Kobe-shi Hyogo-ken 651―0053 Japan TEL 078―231―5901

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年９月17日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構

高崎総合医療センター院長　石原　　弘

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　10

○第02813号（№02813）

1　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　購入等件名及び数量

超音波診断装置　一式

(3)　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

(4)　納入期限　平成26年１月31日

(5)　納入場所　独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター

(6)　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

(1)　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。